

警察からのお知らせ

下記のエリアを「ゾーン30」に指定しました。



令和3年8月30日から運用開始となります。

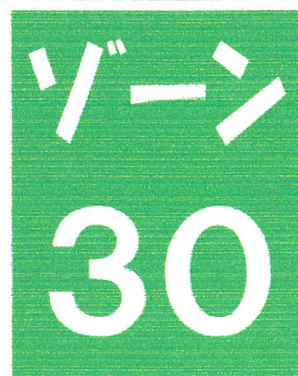
「ゾーン30」とは、生活道路、通学路等における歩行者の安全な通行を確保するための交通規制です。

上記区域(ゾーン)内は、全て時速30キロの速度規制がかかりますので、ドライバーの方はご協力をお願いします。

ゾーン30規制専用標識



ゾーン30規制専用標示



坂井警察署 0776-66-0110